

**東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務
プロポーザル実施要領**

第1 募集事項

1 委託業務名

東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務

2 事業目的

東北のゲートウェイである仙台市及びその近郊において、東北の「食」の体験コンテンツを認定し、発信することで、東北の食への興味喚起と消費拡大を図るとともに、東北への周遊促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

4 業務内容

別紙「東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務 仕様書」のとおり

第2 応募資格等

本業務に応募することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす法人又は法人を核にした複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

- (1) 委託事業の目的を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
- (2) 事業実施に当たり必要な人員体制が整っていること又は人員体制を整えることが確実と見込まれること。
- (3) 有資格業者に対する指名停止要綱（昭和60年10月29日市長決裁）第2条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (5) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- (6) 仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（または、現在の主たる事業所所在市町村の市町村税を滞納していないこと。）。

第3 スケジュール

- | | |
|------------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和3年7月13日（火） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限 | 令和3年7月16日（金） |
| (3) 企画提案書作成等に関する質問への回答 | 令和3年7月20日（火） |
| (4) 参加表明書の提出期限 | 令和3年7月26日（月） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和3年8月2日（月） |

- | | |
|----------------------------|--------------|
| (6) 企画提案書の審査（プレゼンテーションの実施） | 令和3年8月5日（木） |
| (7) 企画提案書の選考結果の通知（予定） | 令和3年8月10日（火） |
| (8) 契約締結及び業務開始 | 令和3年8月中旬 |

第4 応募手続

1 応募にあたっての質問及び回答

(1) 受付期限

令和3年7月16日（金） 15:00まで

(2) 受付方法

- ① 質問項目を質問票（様式第1号）に記載し、電子メールで提出すること。電話、ファクシミリ、持参等は認めない。
- ② 電子メールの題名の最初に、「東北の食の体験コンテンツ認定・発信業務への質問」と明記すること。
- ③ 電子メール送信後、電話で東北連携推進室にメール着信を確認すること。

(3) 提出先

「6 提出先」のとおり。

(4) 回答方法

回答は、令和3年7月20日（火）に仙台市ホームページに掲載する。

2 参加表明書の提出

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（様式第2号） 1部
- ② 類似業務受注実績（様式第3号） 7部
 - ・官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。
 - ・過去2年以内に国又は自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。
- ③ 会社概要 1部
- ④ 市税の滞納がないことの証明書 1部
 - ※「市税の滞納がないことの証明書」は各区役所税務会計課、総合支所税務住民課の窓口にて申請してください。
- ⑤ 消費税及び地方消費税に関する証明書〔納税証明書（その3）：未納税額の証明書〕 1部
 - ※ 所在地（納税地）を所轄する税務署の窓口にて請求してください。

(1) 提出期限

令和3年7月26日（月） 15:00まで

(2) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

(3) 提出先

「6 提出先」のとおり。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ① 応募申込書（様式第4号） 1部
- ② 企画提案書 7部
任意様式。A4版片面印刷。表紙と目次を除き15ページ以内、カラー印刷も可
※ 見積書含む

(2) 提出期限

令和3年8月2日（月） 12:00まで（必着）

(3) 提出方法

郵送（書留郵便）または持参。

4 企画提案書の構成について

企画提案書は、以下のとおり作成すること。

(1) 表紙

「法人名」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びFAX番号、メールアドレス）」を記載すること

(2) 目次

(3) 与件の整理

事業の趣旨、目的、内容の理解と課題の整理

(4) 業務の全体計画

- ①業務全体の流れ（フロー図等を用いて説明）
- ②業務実施のスケジュール

(5) 業務内容別の説明

- ①東北の食の体験コンテンツ（DELICIOUS TOHOKU）認定に向けた調査
 - ・認定候補の情報収集の手法、分析の手法及び方針について具体的に記載すること
- ②東北の食の体験コンテンツ（DELICIOUS TOHOKU）の認定及びブランド化
 - ・コンテンツ認定の手法及び方針について具体的に記載すること
 - ・ブランド化の手法や方針について具体的に記載すること
- ③東北の食の体験コンテンツ（DELICIOUS TOHOKU）のプロモーション
 - ・プロモーションの手法及び期待できる効果について具体的に記載すること
 - ・キャンペーンの内容及び期待できる効果について具体的に記載すること
- ④事業効果の評価及び検証
 - ・認定コンテンツの利用者数及び利用額把握の手法について具体的に記載すること
 - ・キャンペーン参加者へのアンケート内容について具体的に記載すること

⑤相乗効果が期待できる取組

・東北への誘客や周遊促進に繋がる取組の方針・考え方について具体的に記載すること

⑥令和4年度以降の展開に向けた取組

・令和4年度以降の事業継続に向けた取組について具体的に記載すること

⑦独自提案

・その他、東北の食の体験コンテンツ認定・発信に係る独自提案について具体的に記載すること。

(6) 事業の実施体制

人数や各業務における担当者の役割など、事業の実施体制を記載すること。

(7) 見積書

①本業務に対する見積書（消費税及び地方消費税の額を含む）。

②業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載すること。

5 企画提案書作成に関する留意点

(1) 提案書の作成及び提出等に要する経費は、提出者の負担とする。

(2) 提出期限後の提出及び再提出は認めない。

(3) 提案書等に虚偽の記載をした場合は、当該提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載を行ったものに対して指名停止を行うことがある。

(4) 上記4の項目に不足があった場合、失格となることがある。

(5) 提出された提案書等は返却しない。

(6) 提案書等に使用する言語は日本語とする。

6 提出先

〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1 仙台市役所本庁舎 4階

仙台市文化観光局東北連携推進室 小山・鈴木

電話番号 022-214-8496 メールアドレス bun008620@city.sendai.jp

第5 業務委託候補者の選考

1 業務委託候補者の選考方法

仙台市が設置する審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、優れていると判断される事業者を選定して業務委託候補者とする。

なお、提案事業者が多数の場合は、書面審査を実施し、審査委員会に参加する事業者を選定する。

2 審査委員会での企画提案書の選考

(1) 実施日

令和3年8月5日（木） 14:00から（予定）

(2) 実施会場

仙台市役所本庁舎 4 階 文化観光局第一会議室（仙台市青葉区国分町3-7-1）

（3）実施方法

- ① 出席者は1提案につき3名以内とする。
- ② 1応募者あたりの持ち時間は、20分以内（説明10分、質疑応答10分）とし、仙台市が指示した時刻から順次、個別に行うものとする。
- ③ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

3 評価基準及び配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

（1）業務実施の方向性及び全体計画（配点10点）

- ① 事業の理解度
- ② 業務遂行能力

（2）東北の食の体験コンテンツ（DELICIOUS TOHOKU）認定に向けた調査（配点10点）

- ① 認定候補の情報収集の手法、分析の手法及び方針

（3）東北の食の体験コンテンツ（DELICIOUS TOHOKU）の認定及びブランド化（配点15点）

- ① コンテンツ認定の手法
- ② ブランド化の手法及び方針

（4）東北の食の体験コンテンツ（DELICIOUS TOHOKU）のプロモーション（配点15点）

- ① プロモーションの手法及び期待できる効果
- ② キャンペーンの内容及び期待できる効果

（5）事業効果の評価及び検証（配点10点）

- ① 認定コンテンツの利用者及び利用額数把握の手法
- ② キャンペーン参加者へのアンケート内容

（6）相乗効果が期待できる取組（配点5点）

- ① 東北への誘客や周遊促進に繋がる取組みの方針・考え方

（7）令和4年度以降の展開に向けた取組（配点10点）

- ① 令和4年度以降の事業継続に向けた取組みの方針・考え方

（8）独自提案（配点5点）

- ① その他東北の食の体験コンテンツ認定・発信に係る独自提案

（9）業務の実施体制（配点20点）

- ① 実施体制及び実績
- ② 事業費の妥当性
- ③ 事業費の経済性

4 受託候補者の決定通知

- （1）審査結果については、全提出者に対して書面にて通知する。

(2) 非選定理由の開示が必要な場合は、通知日の翌日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に東北連携推進室に書面（様式は任意）問合せを行うこと。その翌日から10日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く）に、書面により回答する。

第6 提案上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

第7 その他

第5により選定した業務委託候補者と業務内容について調整し、契約金額を確定した後に委託契約を締結する。